

札幌市自立支援協議会就労支援推進部会 規約

第1条(名称)

本会は、札幌市自立支援協議会就労支援推進部会もしくは札幌市就労部会と称する

第2条(目的)

本会は、札幌市の就労支援に関わる専門組織として、障がい当事者、障がい福祉事業所、行政機関、その他北海道内の様々な事業者との連携と市民の理解のもとに、障がいのある方が主体的に一般企業で働く、働き続けることができる地域を目指し、ひいては、誰もが働きやすい社会にすることを目的とする。

なお、当該規約にある「障がいのある方」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等、障がい者手帳の有無にかかわらず、あらゆる障がい者を指す。

第3条(部会長、副部会長)

- (1) 本会には、会長1名及び副会長2名を置き、運営委員の互選によってこれを定める。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐する。
- (4) 会長及び副会長は任期を1年とし、再任を妨げないものとする。

第4条1項(構成員)

- (1) 本会は、札幌市内の就業・生活支援センター（札幌市障がい者就業・生活相談支援事業所を含む）、ハローワーク、地域障害者職業センター、就労支援に関わる事業所(就労移行支援事業所等)、特別支援学校等教育機関、企業、当事者団体、障がい者の就労支援に係る機関により構成されるものとする。なお、企業に関しては原則、障がい者を雇用している事業所であって、かつ社会保険等に加入しているものとする。
- (2) 構成員は第2条の目的達成のために、お互いに協力し合うものとする。
- (3) 構成員は本会の目的に反する行為、ならびに本会の名誉を傷つける行為を行ってはならない。
- (4) 第4条1項(3)の行為が確認された場合は、本会運営委員会の総意により、本会構成員から除名する場合がある。

第4条2項(構成員の資格ならびに諸手続き)

- (1) 本会構成員は、第4条1項(1)のもので、第2条目的ならびに第4条1項の構成員の内容を理解し、本会に賛同する事業所等が、構成員になる資格を有するものとする。
- (2) 本会構成員に関しては、本会規約第4条2及び3項を遵守する旨の誓約書を提出す

ることとし、この誓約書の本会による受理をもって構成員となることができる。

- (3) 行政機関もしくは特別支援学校、地域障害者職業センターに関しては誓約書を免除することができるものとする。

第4条3項(構成員の任期)

本会構成員の任期を1年とし、再任を妨げないものとする。

第5条(運営委員)

- (1) 本会には、第6条の活動を円滑に行うため運営委員会を置くものとし、第4条の構成員の機関から構成されるものとする。
- (2) 運営委員の任期を1年とし、再任を妨げないものとする。
- (3) 必要に応じて、障がい福祉支援関係者や、障がいのある方やその家族を含む関係者をオブザーバーとして参加させることができる。
- (4) 運営委員会は、構成員に対して、本会活動への意見等を定期的に求め、本会活動に反映させるよう努力しなければならない。

第6条(活動)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

- (1) 障がい者就労支援事業者や関係機関の連携体制構築に関する活動
- (2) 障がい者就労支援事業者や関係機関への障がい者就労施策等の周知に関する活動
- (3) 障がい者就労支援事業者の資質向上を目指した活動
- (4) 障がい者就労への市民や一般企業の理解促進に関する活動
- (5) 障がい者就労に係る権利擁護に関する活動
- (6) 障がい者就労に関するスキルアップに向けた活動
- (7) 札幌市における障がい者就労に関する課題を解決するための、札幌市への施策提言
その他、目的達成に必要な活動

第7条(事務局)

- (1) 本会の庶務、運営委員会の議事進行等を担う、事務局を置くものとする。
- (2) 事務局は、札幌市障がい者就業・生活相談支援事業の拠点事業所業務を受託する事業所が中心となり、部会長、副部会長及び札幌市障がい福祉課と連携しながら行うこととする。

第8条(構成員への報告)

本会の運営委員会に関する内容は、定期的に構成員に報告するものとする。

第9条（全体会への報告）

本会の活動内容については、定期的に行われる全体会へ報告するものとする。

なお、本会に関する活動その他部会に係るもので、全体会により協議された提案事項に関しては、運営委員会を中心に検討し、再度、全体会へ報告するものとする。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成30年7月24日から施行する。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。